



2表 51年度市税収入の状況(51年9月末)  
(単位:万円)

	上段 収入額	
	下段 調定額	(%) 収入歩合
木材引取税	3 (100%)	3
特別土地保有税	289 (86%)	335
軽自動車税	1,193 (95%)	1,258
たばこ消費税	2,755 (100%)	2,755
電気税	3,162 (99%)	3,174
都市計画税	1,883 (52%)	3,589
市民税	1億8,531 (55%)	3億3,573
固定資産税	2億514 (53%)	3億8,428

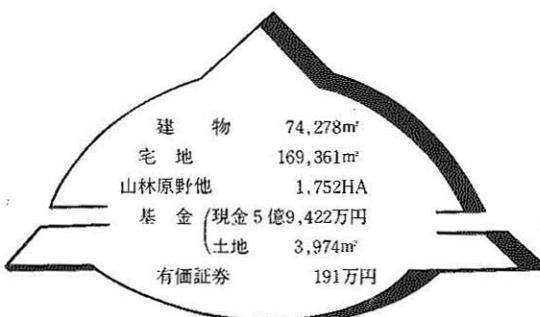
1表 51年度一般会計予算執行状況(51年9月末)  
(単位:万円)

科 目	歳 入			歳 出				
	現 計 予 算 額	取 決	入 額	収 入 歩 合	科 目	現 計 予 算 額	支 济	支 出 歩 合
市 稅	84,947	46,778	55.1	%	議 会 費	6,575	3,116	47.4
地方譲与税	4,170	924	22.1	%	総 務 費	44,670	17,668	39.6
自動車取得税交付金	3,900	1,269	32.5	%	民 生 費	97,929	42,619	43.5
地方交付税	91,500	74,115	81.0	%	衛 生 費	13,589	4,686	34.4
交通安全対策特別交付金	369	—	—	%	労 勤 費	1,600	587	36.7
分担金及び負担金	5,274	2,173	41.2	%	農 水 産 業 林 費	24,055	5,647	23.5
使用料及び手数料	7,207	3,110	43.1	%	商 工 費	16,205	8,719	53.8
国庫支出金	84,882	11,413	13.5	%	土 木 費	84,797	18,934	22.3
県支出金	22,054	1,643	7.5	%	消 防 費	10,093	4,667	46.2
財産収入	2,777	1,912	68.9	%	教 育 費	84,892	33,486	39.4
寄附金	593	470	79.2	%	災 害 復 旧 費	1,315	9	0.7
緑入金	29,042	13,138	45.2	%	公 債 費	11,141	5,137	46.1
繰越金	4,877	4,878	100.0	%	諸 支 出 金	3,000	1,500	50.0
諸収入	23,815	1,690	7.1	%	予 備 費	276	—	—
市債	34,730	570	1.6	%	合 計	400,137	146,775	36.7
	合 計	400,137	164,083	41.0				

5表 特別会計市債の状況

	現債額	借入先	利率
市有林造成事業	10,500	農林漁業金融公庫	3.5~5.0%
土地区画整理事業	1,067	公営企業金融公庫 福井銀行	7.5~8.05% 7.4~8.6%
簡易水道事業	6,664	資金運用部 簡易保険局	6.5~8.0%

6表 市有財産の状況



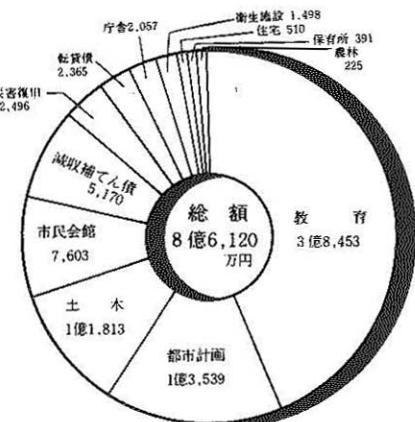
4表 51年度特別会計予算執行状況

(単位:万円)

(会計区分)	(予算額)	(収入額)	(支出額)
市 有 林 造 成 事 業	2,200	30	1,318
簡 易 水 道 事 業	1億481	391	959
國 民 健 康 事 業	5億9,840	2億9,139	1億9,289
同 鹿 谷 直 脳 診 斎 所 診 斎	1,170	493	552
土 地 区 画 整 理 事 業	1億1,294	1,087	7,395
農 業 共 治 事 業	6,295	3,015	1,668

3表 一般会計市債の状況

(単位:万円)



市・県民税納税相談日

地区名	会場	月 日
遼羽町	遼羽公民館	2月25日(金)
野向町	野向〃	2月28日(月)3月1日(火)
村岡町	村岡〃	2月28日(月)3月1日(火)
鹿谷町	鹿谷〃	3月2日(水) 3日(木)
平泉寺町	平泉寺〃	3月3日(木) 4日(金)
北谷町	北谷〃	3月8日(火)
荒土町	荒土〃	3月7日(月) 8日(火)
北郷町	北郷〃	3月9日(水) 10日(木)
勝山地区と	市役所税務課	3月1日(火)~15日(火)
残りの方	市民会館	3月3~4日 10~14日

申告をしなければならない人  
(1) 所得税の確定申告をされる以外の人。  
(2) 給与所得者は、通常申告する必要はありませんが次のようない人は申告をしなければなりません。

勤め先から市役所へ給与支払報告書が提出されない人。  
給与所得のほかに、地代家賃配当、原稿料、退職手当(退職所得については、勤め先で分離課税される人は除く)がある人。  
所得税の源泉徴収を受けなかった家事手伝人、ホステス、日稼労務者など。

■ 税損除や医療費控除を受けた人。

申告をしないと損をする  
もし申告書を出さなかつたとき  
■ 申告書に必要な事項が記入されていないとき  
こんなときは、所得控除や各種の控除をしないで税金を計算することになりますから、余分の税金を納めなければならなくなり、損をすることになりますから注意してください。

申告をしなければならない人  
(1) 所得税の確定申告をされる以外の人。

(2) 確定申告、また市・県民税の申告は必要ありません。申告された人は、事業税の申告は必要ありません。

(3) 所得税で源泉分離課税の適用された配当所得も申告しなければなりません。

(4) 申告書の裏に記載されている申告書を出すなつたとき

(1) 時間は、いずれも午前九時から午後四時まで。ただし、土曜日の午後と日曜は休みます。

(2) 持ってきていただきもの、市・県民税の申告書、印鑑。

(3) 申告書の書き方をよく読んで該当する人は、添付書類などを忘れずを持ってきてください。

申告は3月15日までに

注意

所得税、市・県民税

申告のとき持つていただきるもの  
生命保険料や医療費の領収書などの提出をお願いすることもありますのでご持参ください。

所得税、市・県民税の納税相談日と会場は別表のとおりです。

会場	月 日	所 得 別
農協センター	2月21日(月)	農業所得
"	2月22日(火)	"
市役所(3階会議室)	2月23日(水)	一般白色営業庶業
市民会館	3月3日(木)	"
"	3月4日(金)	"
"	3月10日(木)	"

(2) 相談時間は、午前九時三十分から午後四時までです。

左義長のとき出す飾り物などは必ずビニール袋に入れて出してください